

子どもの権利学習派遣事業実施要綱

(目的)

- 1 この要項は、川崎市子どもの権利に関する条例第7条に基づき、川崎市の学校が子どもの権利についての学習を行おうとする際に、その申請により教育委員会が講師を派遣する子どもの権利学習派遣事業（以下「事業」という。）について定めるものとする。

(派遣する講師)

- 2 この事業において教育委員会が派遣する講師は、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、基本的な権利の意味やその行使の方法、自己や他者の尊重などについて子どもやその保護者を対象に参加型学習を行う「CAPプログラム」の講師とする。

(事業の実施)

- 3 この事業は、学校の申請に基づき、教育委員会事務担当が日程等を調整して実施校を決定する。
 - (2) 原則として、教育委員会は児童ワークショップの講師謝礼を、学校は保護者教職員講演会の講師謝礼を負担する。
 - (3) 学校は、申請に際しては「事業申込書」を提出し、事業が終了した際には、「実施報告書」を提出する。

(事務の所管)

- 4 この事業に関する事務は、川崎市教育委員会総務部人権・共生教育担当が行う。

(委任)

- 5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会総務部人権・共生教育担当が定めるものとする。

(参考)川崎市子どもの権利に関する条例

- 第七条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう、必要な条件の整備に努めるものとする。
- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
 - 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

この要綱は2001年5月1日より施行する